

高額療養費制度が変わりました!

～高額介護サービス費のしくみ～

No.16

山陽女子短期大学 人間生活学科・専攻科 診療情報管理専攻
准教授 診療情報管理士指導者 有吉 澄江



みなさま、こんにちは!

これまで医療保険の高額療養費について取り上げてきましたが、今回は、介護保健での高額介護サービス費・高額介護予防費についてご説明します。

要介護者が在宅や施設において介護サービスを受けた場合や、要支援者が在宅での介護予防サービスを利用した場合に、原則として費用の1割を負担しますが、この1割負担が限度額を超えた場合に、申請により超えた額が高額介護サービス費・高額介護予防サービス費として支給されます。

限度額は、年齢区分や所得区分に世帯単位(世帯全体での負担の合算額)で定められています。尚、これの対象に、在宅改修費や福祉用具購入費の1割負担や施設サービス利用者の居住費や食費は含まれません。

介護保険制度の仕組み (図1参照)

介護保険の導入は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護状態の長期化などによる介護ニーズ増大、核家族化、介護者の高齢化などの状況から、高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組みが創設され、2000年4月より導入されました。

- 1. 理念:**単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援する。
- 2. 精度:**利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービスを総合的に受けられる制度。
- 3. 社会保険方式:**給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用。
- 4. 対象:**1号被保険者は65歳以上、2号被保険者は40歳から64歳までの者

ス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や②小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービス、③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設の施設サービスがあります。

一定以上所得者への2割負担導入

介護保険の利用者負担は一律1割負担でしたが、本年8月より、一定以上の所得がある利用者は、2割負担が導入(表1)されます。

2割の一定所得者とは、本人の合計所得金額が160万以上(単身・年金収入のみの場合で年収280万円以上)を基本としています。モデル年金や平均的な消費支出の水準を上回る負担可能な水準として、第1号被保険者(65歳以上)の内所得上位20%に相当する基準となります。ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、年金収入以外の収入が中心の場合は、実質所得が280万円に満たない場合があります。また、夫婦世帯の場合は、配偶者の年金が定額で世帯としての負担能力が低い場合があるので、「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円未満、2人以上世帯346万円未満の場合は、合計所得金額が160万円以上でも1割負担が適用されます。

合計所得金額160万円の判定は、第1号被保険者個人の合計所得金額によって行われ、160万円未満の場合は、世帯内の他の第1号被保険者の所得状況に係わず1割負担になります。160万円以上の場合は、本人と世帯内の他の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が346万円(単身280万円)以上であれば本人は2割負担になります。ただし、世帯内の他の1号被保険者は、合計所得金額160万円未満であれば1割になります。

高額介護(介護予防)サービスの自己負担限度額は、一般と現役並み所得者は37,200円ですが、本年8月からは現役並み所得者は、44,400円になります。市町村民税世帯非課税等は24,600円ですが、この内、年金収入80万円以下等は15,000円/個人になります。

今回は、医療と介護の高額合算制度について取り上げます。

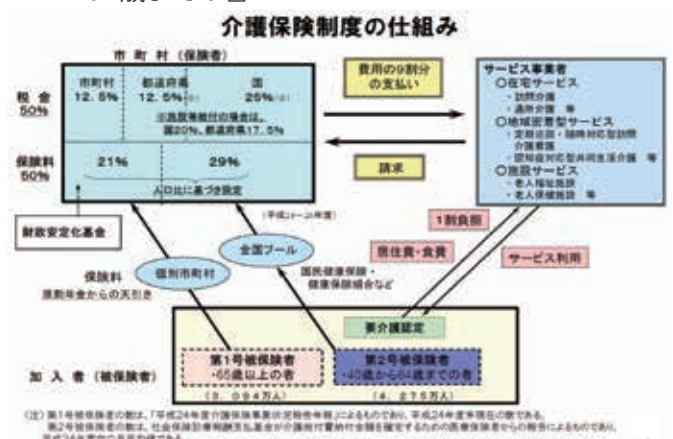


図1 介護保険制度の仕組み(出展:厚生労働省)

介護保険の財源は、税金と保険料の各50%負担によります。介護サービスには、①訪問介護や訪問看護の在宅サービ

	高額介護(介護予防)サービス費		医療保険の高額療養費
	自己負担限度額(月額/世帯)	自己負担限度額(月額/世帯)	70歳以上の自己負担限度額(月額/世帯)
	平成27年7月まで	平成27年8月から	
現役並み所得者(27年8月~)	37,200円	44,400円	80,100円+(全医療費-267,000円)×1% (多数該当44,400円)
一般		37,200円	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円		24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円/個人		15,000円/個人

表1 高額介護(介護予防)サービス費の自己負担限度額と医療保険の高額療養費